

○環境省告示第五十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の五第一項第三号の規定に基づき、金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準（昭和五十二年三月環境庁告示第五号）の一部を次のように改正し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百七十六号）の施行の日（平成二十九年十月一日）から適用する。

平成二十九年六月九日

環境大臣 山本 公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">金属等を含む廃棄物の固型化等に関する基準</p> <p>第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」とい う。）第六条第一項第二号及び第六条の五第一項第三号（同号ルを 除く。）並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令 第五条第三項に規定する環境大臣が定める固型化に関する基準は次 のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">一～三（略）</p> <p>第二条 令第六条の五第一項第三号ルに規定する環境大臣が定める硫 化に関する基準は次のとおりとする。</p> <p>一 あらかじめ、精製設備を用いて廃水銀等から水銀を精製するこ と。</p> <p>二 精製した水銀の純度は、採取した試料の重量に対する当該試料 を蒸留して不純物を除去した水銀の重量の割合が九十九・九パー セント以上であること若しくは採取した試料の重量に対する当該 試料を蒸留した後の残留物の重量の割合が〇・一パーセント以下 であること又はこれらと同等以上であること。</p>	<p style="text-align: center;">金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号及び 第六条の五第一項第三号並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関す る法律施行令第五条第三項に規定する環境大臣が定める固型化に関す る基準は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">一～三（略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>

三 硫化設備を用いて、精製した水銀を次により硫化すること。

イ 硫黄と水銀とのモル比が一・〇五以上一・一〇以下であること。

ロ 硫化に用いる硫黄は粉末状のものとし、その純度は九十九・九パーセント以上であること。

2 令第六条の五第一項第三号に規定する環境大臣が定める固型化に関する基準は、次のとおりとする。

一 固型化設備を用いて、硫化水銀を固型化すること。

二 固型化する硫化水銀は、前項に定める基準に適合する方法により硫化したものであること。

三 結合材は、改質硫黄（粉末状の硫黄と添加剤を混合し、及び溶解することにより硫黄と添加剤とを反応させ高分子化したものという。以下同じ。）であることとし、その配合量は、硫化水銀一キログラム当たり一キログラム以上であること。

四 改質硫黄固型化物の強度は、前条第二号の規定の例によること。

五 改質硫黄固型化物の形状及び大きさは、前条第三号の規定の例によること。

備考（略）

備考（略）